

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十五年四月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 協同組合落合ショッピングセンター

所在地 真庭市落合垂水六二八

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 協同組合落合ショッピングセンター

住所 真庭市落合垂水六二八

代表者の氏名 代表理事 伊藤 忠司

(2) 名称 バイナル株式会社

住所 高梁市落合町阿部一六九七一一

代表者の氏名 代表取締役 水内 照悟

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名 (変更前)

名称 協同組合落合ショッピングセンター

住所 真庭市落合垂水六二八

代表者の氏名 代表理事 伊藤 忠司

(変更後)

ア 名称 協同組合落合ショッピングセンター

住所 真庭市落合垂水六二八

代表者の氏名 代表理事 伊藤 忠司

イ 名称 バイナル株式会社

住所 高梁市落合町阿部一六九七一一

代表者の氏名 代表取締役 水内 照悟

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前) 届出書別紙一に記載のとおり

(変更後) 届出書別紙二に記載のとおり

4 変更年月日

平成二十五年三月二十九日

二 届出年月日

平成二十五年三月二十九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十五年四月五日から同年八月五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課